

大東市地域包括支援センター運営等業務
委託法人選定に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和 8 年 10 月

大東市保健医療部高齢介護室

目 次

大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル 実施要領

I	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
III	契約期間及び業務に関する費用・・・・・・・・・・	P 2
IV	募集方法・参加方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 ～P 7
V	審査・選定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7 ～P 9
VI	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9、P10
VII	別記 1：包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・	P12
VIII	別記 2：地域包括支援センター運営業務に関連する事業・・・	P13～P15
IX	参考様式：共同事業体協定書・・・・・・・・・・	P16、P17

～添付資料～

- 資料 1 大東市地域包括支援センター運営等業務委託仕様書（公募用）
- 資料 2 大東市地域包括支援センターの運営方針
- 資料 3 大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る
公募型プロポーザルに関する応募書類【様式第 1 ～9 号】

I 募集の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、高齢者の総合相談窓口である大東市地域包括支援センター（以下「センター」という。）運営業務及び関連業務の受託を希望する法人を募集する。

II 業務概要

1 件名

大東市地域包括支援センター運営等業務

2 業務の目的

センターにおいて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担い運営する。

3 業務内容・人員体制

(1) 業務内容

資料1「大東市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」及び本要領の「別記1」、「別記2」のとおりとする。

(2) 人員体制

資料1「大東市地域包括支援センター運営等業務委託仕様書」のとおりとする。

4 事業の第三者への委託について

- (1) 包括的支援業務（地域包括支援センターの運営）における第1号介護予防支援事業、総合相談支援事業については業務の全部を第三者に委託することはできない。一部業務における第3者への委託の可否については、「地域支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長）及び「地域包括支援センターの設置運営について（以下、「運営基準」という。）」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に定めるところによる。一部の業務を第3者に委託する場合にあっては、事前に委託内容等を市に届出し、意見を聞いた上で一部業務の委託を実施すること。
- (2) 包括的支援業務（地域包括支援センターの運営）における権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については第三者に業務を委託することはできない。

- (3)別記2の包括的支援業務(地域包括支援センターの運営)に関連する各種事業について、一部業務を第3者に委託することを検討する場合にあっては、事前に委託する内容等を市に届出し、意見を聞いた上で一部業務の委託を実施すること。

5 法令等の遵守

センターの運営にあたっては、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

III 契約期間及び業務に関する費用

1 契約の内容

(1)契約期間及び事業開始日

契約締結日から令和15年3月31日まで。(ただし、本業務開始は令和9年4月1日からとし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、本業務開始に係る準備期間とする。

(2)予算金額(上限額)

【契約期間の予算額】1,160,160,612円

2 運営財源等

(1)運営財源

運営財源については、業務委託料並びに指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)とする。

指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)は予防給付のケアマネジメントの介護報酬であり、受託法人の収入となるが、再委託を行う場合はセンターを通して委託先の居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととする。

(2)業務委託料に含まれるもの

人件費(給与、手当、法定福利費等を含む)、備品、消耗品費、リース料、交通費、通信運搬費、研修経費など、センター運営(準備を含む)や事業実施に要する経費。

IV 募集方法・参加方法

1 募集方法 公募型プロポーザル方式

2 参加方法

(1)参加形態

「単独法人」又は「共同事業体(JV方式)」のいずれかで参加

(2)共同事業体(JV方式)について

(ア) 概要

共同事業体とは、複数の事業所が相互に協力し、共同して本業務を完了させることを目的に結成する組織形態である。全構成員が本業務の契約について共同し、連帯して責任を負う事業体であるため、一部の構成員が実質的に業務に関与しない形式的な結成は認められない。また、共同事業体を結成する場合、全構成員の中でより大きな事業能力・実績を有している 1 事業所を「代表構成員」として定め、全構成員で合意された権限を行使し、本業務における対外的な窓口として機能することとなる。

本公募では、業務履行に必要な支援基盤や実績を結集させ、質の高い事業提案及び安定的な業務履行を図ることを目的として共同事業体での参加形態をひとつの方法として採用している。

(イ) 共同事業体で参加する場合の留意事項

共同事業体で本公募に参加する法人(代表構成員)は、構成員となる全ての法人(予定)が参加要件を満たしていることを確認し、共同事業体や本事業の公募内容に関する説明を行った上で、当該法人から構成員となる了承を得て参加表明を行うことができる。本公募の実施期間内において、共同事業体の協定締結に関する届出や協定書の提出を求めるものではない。

本公募において受託候補者となった法人(代表構成員)が共同事業体で参加していた場合には、令和 9 年 2 月 28 日までに全構成員と協定を締結し、協定書(巻末に参考様式添付)を提出すること。

また、本公募が終了した後、協定締結前に本公募の参加表明時に提示した構成員に関して変更の可能性が生じた時点で発注者に速やかに報告し、協議を行うこと。

(3) 参加要件

参加形態が「単独法人」の場合は次の①～⑪の要件を、「共同事業体」の場合は全構成員が次の①～⑫の要件を全て満たしていること。

- ①「Ⅱ 業務概要」にある内容を実施可能な法人であり、設立されて 2 年以上が経過していること。
- ②経営状態が健全であり、本業務を安定的に遂行するに足りる財政基盤を有すること。
- ③「Ⅲ 契約期間及び業務に関する費用(2) 予算金額(上限額)」の範囲内であること。
- ④応募受付の締切日において、直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市民税の滞納がないこと。
- ⑤介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号の規定に該当しない法人であること。
- ⑥応募受付の締切日において、直近 2 年の間に、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による取り消しを受けていないこと。
- ⑦地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。

- ⑧応募書類の受付締切日において、大東市建設工事等における入札参加停止の措置要件に基づく指名停止の措置に該当しない法人。
- ⑨応募受付の締切日において、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- ⑩応募受付の締切日において、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- ⑪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び、それらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- ⑫共同事業体の構成員(予定)は、「単独法人」又は「他の共同事業体の構成員」として、本公募へ参加していない法人で構成されていること。

3 スケジュール

①公募説明会	10 月 21 日 (水)
②質問受付期間	10 月 21 日 (水) から 10 月 28 日 (水) 15 時まで
③質問に対する回答	10 月 30 日 (金)
④参加表明書受付期間	10 月 22 日 (木) から 11 月 4 日 (水) 15 時まで
⑤応募書類提出依頼通知送付	11 月 6 日 (金)
⑥企画提案書等の提出期限	11 月 30 日 (月) 15 時まで
⑦受注者選定日 (書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング)	12 月 18 日 (金) 14 時から
⑧審査結果通知送付・HP 掲載	12 月 21 日 (月)

※上記スケジュール④において、参加表明書の提出がなかった場合又は提出が 1 事業所のみであった場合は、参加資格等の条件を変更した上で、再度の公募を行うものとする。

4 公募説明会

- (1)開催日時 10 月 21 日 (水) 第 1 部 10 時～12 時
第 2 部 13 時～15 時
第 3 部 15 時 30 分～17 時 30 分
- (2)開催場所 本館 3 階第 2 会議室
- (3)申込方法 令和 8 年 10 月 20 日(火)15 時までに「公募説明会申込書(様式第 1 号)」を事務局にメールにて送付。3 部制で実施のため、市で時間を指定し、即日、メールにて返答。
- (4)出席者数 1 法人 3 人以内とする。

- (5) 留意事項 ①公平性の観点から本説明会では質問は受けず、下記 5 の記載のとおり質問を受付け、回答。
②原則指定の日時で開催となるが、参加調整が極めて困難な場合は別途協議の対象とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和 8 年 10 月 21 日（水） 9 時から 10 月 28 日（水） 15 時まで

(2) 質問票の提出方法

質問票（様式第 2 号）に質問事項を記入のうえ、事務局宛てに電子メールにて送信すること。送信メールの件名及び添付ファイルは、「大東市地域包括支援センター公募質問 法人名●●」とし、必ず電話で事務局へ送信した旨を伝え、メールが受信されていることを確認すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに事務局のホームページにおいて公表する。

ただし、質問票提出者のみへの回答が適当と判断した場合は、質問票提出者のみに電子メールにより回答する。

(4) その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限に必着で「簡易書留」にすること。）

(2) 提出受付期間

令和 8 年 10 月 22 日（木）から令和 8 年 11 月 4 日（水）15 時まで

(3) 提出場所

大東市役所 西別館 2 階 高齢介護室高齢支援グループ

(4) 提出書類

大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書

※「単独法人」で参加の場合は様式第 3 号、「共同事業体」で参加の場合は様式第 4 号を提出。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次ページの表を確認の上、参加形態の分類ごとに提出が必要な書類を下記①から順番に並べ、インデックスを付けてA4サイズのファイルに綴じる。

インデックスは様式等の書類に直接貼らずに間紙を挿入する。なお、インデックスには、下記提出書類の該当番号を記載する。ファイルの表面及び背表紙には、「大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る応募書類 法人名●●」と記載する。原本のみ、ファイルに「原本」と記載する。

表内の共同事業体の構成員欄において、「記載」となっている資料は構成員に関する情報の記載が必要な書類となっているため、代表構成員は予定している全構成員の書類をとりまとめて提出すること。

No.	提出資料	参加形態		
		単独法人	共同事業体	
			代表構成員	構成員
①	法人概要及び法人実績（様式第5号）	○	○	記載
②	定款又は寄付行為等（写し可）	○	○	○
③	登記事項証明書（写し可）	○	○	○
④	役員等名簿（様式第6号）	○	○	記載
⑤	法人パンフレット等の設立趣旨や運営方針等が分かる書類	○	○	○
⑥	法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書）（写し可）	○	○	×
⑦	業務実施に関する企画提案書（様式第7号）	○	○	×
⑧	納税証明書一式提出鑑（様式第8号）	○	○	×
⑨	各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、市民税）（写し可）	○	○	×
⑩	見積書（任意様式）	○	○	×

「○」＝提出が必要 「×」＝提出不要

(2) 提出部数

原本1部、写しを9部提出する。（写し可の書類は写しを10部）

(3) 提出受付期限

令和8年11月30日（月）15時まで

(4) 提出方法

持参により提出すること。

(5) 提出場所

大東市役所 西別館 2 階 高齢介護室高齢支援グループ

(6) 留意事項

各応募書類のうち、原本以外の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ず行うこと。

提出締め切り後における提出書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合はこの限りではない。

提出された各種書類は理由の如何を問わず返却しない。

8 応募の辞退

応募した法人が、辞退する場合は「大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定審査委員会」（以下、「選定委員会」という。）の前日である令和 8 年 12 月 17 日 15 時までに、を大東市役所高齢介護室高齢支援グループに応募辞退届を提出すること。

9 応募申込の抹消

応募した法人が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申込を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

- (1) 大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル実施要領に違反した場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は選定委員会委員等と接触をもった場合
- (3) 応募書類に虚偽があったと認められた場合
- (4) その他不正な行為があったと認められた場合

V 審査・選定基準等

1 審査について

(1) 審査方法

選定委員会を設置し、評価項目に基づき、応募書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにて審査を行い、事業者の選定を行う。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

①出席者数

参加形態によって、出席者数は(ア)又は(イ)を上限とし、単独及び共同事業体の法人職員でない者の参加は認めない。

(ア)単独法人で参加：3 人以内

(イ)共同事業体で参加：代表構成員の法人は 3 人以内、構成員(予定)は法人ごとに

各 1 名以内とし、上限の総人数は 5 人以内とする。

②内容

- (ア)応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、ヒアリングを行う。
- (イ)応募書類とは別に応募書類の内容に沿った資料(パワーポイント等)を大型モニターに映しながら説明することは可能とする。その際は令和 8 年 12 月 11 日(金)までに説明資料のデータを高齢介護室高齢支援グループに提出すること。資料の確認によって、応募書類の内容と関連性が認められない内容が把握された場合は該当箇所の削除又は資料の使用を不可とする。

③審査に係る選定委員会の開催について

- (ア)開催日時：令和 8 年 12 月 18 日(金) 14 時からそれぞれの法人の審査開始時間・控室等については、提出書類受付期間終了後、メールにて通知する。
- (イ)開催場所：市役所厚生棟 B 会議室
- (ウ)所要時間：1 法人あたり 50 分程度
(プレゼンテーション 20 分+ヒアリング 30 分)
- (エ)留意事項：プレゼンテーションの実施に関しては 20 分を厳守。ヒアリングに関しては目安として 30 分を設定しているが、選定に必要となるヒアリングを終えていない場合は延長となる場合がある。
延長が生じ、次に控える参加者がいる場合には事務局より開始時間の変更についてその都度報告を行う。

2 選定基準について

受注者の選定については、応募要件を満たし、かつ、下記の評価基準による合計得点が満点の 5 割以上の評価を得た法人を候補者とする。複数の候補者が生じた場合は、評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た法人を選定する。

3 評価項目

- (1)センター運営の目的や趣旨、大東市の実状の理解
- (2)介護保険法の目的や理念に則った自立支援・介護予防に関する支援方針や取り組み
- (3)公平性・中立性の確保と適正な事業運営
- (4)地域包括ケアシステムの推進に向けた実践的取り組み
- (5)法人の強みを活かした独自の取り組みや支援体制基盤
- (6)地域ネットワークの構築及び多職種・多機関連携
- (7)総合相談支援及び権利擁護支援(虐待防止・成年後見)に関する専門性と体制の確保

- (8)適切なケアマネジメント実施に関する支援や啓発に関する取組み
- (9)認知症の方や介護家族への総合的な支援の推進
- (10)専門職が定着しやすい適切な労務管理・人材育成
- (11)全専門職間の情報共有に関する継続的かつ効果的な仕組み
- (12)各専門職の専門性の発揮及び一貫した支援に向けた共通認識の形成に関する具体的な仕組み
- (13)苦情・トラブルに対する迅速かつ適切な対応体制
- (14)個人情報保護に関する取組み
- (15)非常時(自然災害、感染症まん延、高齢者虐待重大事故等発生時)における地域包括支援センターに求められる具体的な対応の認識及び対策
※危機管理体制のフロー及び組織図等を提出すること。
- (16)人権啓発に関する取組み
- (17)環境に配慮した地域社会と共生する持続可能な業務遂行について

4 選定に当たっての注意事項

- (1)本業務は交付金を財源に実施することから、交付額の変更等により委託期間や業務内容、委託料に変更が生じる可能性があるため留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。
- (2)応募書類の審査において、応募要件を満たしていない応募者はその時点で失格とし、ヒアリング審査に進めないものとする。
- (3)受託者が決定した後に辞退した場合は、候補者のうち、評価基準の順位が次点の応募者を繰り上げて決定することがある。次点の候補者がいない場合は、再度公募を行うことがある。
- (4)審査内容や評価基準に関する得点、順位等に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

5 選定結果の通知、公表

選定委員会における審査結果については、令和8年12月21日(月)に、全ての応募者に受託候補者の決定又は不決定について書面にて通知する。また、受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名等を市のホームページにて公表する。なお、受託候補者以外の応募者が特定される情報は公表しない。

VI その他

1 応募に関しての留意事項

- (1)応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。

- (2)応募に要した費用等は応募者が負担する。
- (3)選定されなかったことによる一切の損害等については、大東市が責任を負うものではない。

2 事業開始まで

受託候補者は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の準備を行うこと。

- ①人員の確保
- ②事業実施計画やマニュアル等の作成
- ③現在のセンター受注者との引継ぎに関する各種調整
- ④業務担当の振分け
- ⑤事務所内の整備
- ⑥備品・消耗品、情報端末等必要物品の準備
- ⑦関係機関への周知
- ⑧その他業務の開始に当たって必要な事項

3 契約の解除

次の(1)～(3)該当する場合「大東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）」に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。その場合にあっては、センター運営業務の次の受注者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うこととする。

- (1)法令や要領等を遵守しない場合
- (2)業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合
- (3)その他本市及び運営協議会が認める場合

4 契約金額について

賃金水準又は物価水準等の変動により、契約金額が不適當となったと認められる場合には、市と受注者と協議の上、変更するものとする。（本市予算の範囲内に限る。）

5 その他

その他この要領に定めのない事項については、別途市の指示によるものとする。

<事務局（書類提出及び問い合わせ先）>

大東市 保健医療部 高齢介護室 高齢支援グループ

住所：574-8555 大東市谷川 1－1－1（市役所西別館 2 階）

電話：072-870-9065（9 時～17 時 30 分）

メール：koureisien@city.daito.lg.jp

Ⅶ 別記 1 地域支援事業 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、総合事業の各種サービス、一般介護予防事業、市町村の独自事業及び多様な主体により提供される生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 本事業は包括的支援事業及び総合事業の双方に位置付けられており、人員基準等を遵守した上で、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号厚生労働省老健局）における別記 1 の 2 (8) 介護予防ケアマネジメントの内容に沿って実施する。また、本事業に要した費用については、包括的支援事業に要した経費としてではなく、総合事業に要した経費として計上する。
(2) 総合相談支援事業
地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる。
(3) 権利擁護事業
困難な状況（高齢者虐待や認知症等による判断能力の低下等）にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、何らかの権利侵害（虐待・生活上の管理・契約行為の実行不能・財産上の不当取引等）が生じている高齢者の発見に努め、高齢者及び養護者に対して専門的・継続的な視点で早期介入し、支援機関と適切な連携を行うなど、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを推進するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

上記(3) 権利擁護事業に付随する業務

(5) 高齢者権利擁護支援促進事業（研修会開催・啓発等）
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）における権利擁護事業に付随する事業として、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に関する啓発及び支援機関との適切な連携を図ることを目的に支援ネットワークを構築し、研修会の開催、市民・支援機関・民間企業等へ啓発を行う。

VIII 別記2【参考】地域包括支援センター運営業務に関連する事業

1. 地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。大東・四條畷医療・介護連携推進協議会において3つのワーキンググループで課題を検討し、対応策について協議を行っている。
(2) 認知症総合支援事業
①認知症初期集中支援推進事業 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
②認知症総合対策会議 認知症に関する課題や支援体制の構築、啓発活動について専門職で検討し、実施。
(3) 認知症カフェ事業
認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等集う認知症カフェを開催する。
(4) 地域ケア会議推進事業
高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を目的とし、フォーマル、インフォーマルを含めた取組み等を生み出し、地域課題における原因の解消・緩和を目指す5つの会議体で構成されている。地域資源等の情報の収集・共有・発信、多機関・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、個別事例や地域課題の収集と解決策の検討や開発を行っている。

2. 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

(1) 短期集中自立支援型サービスC

日常生活において他者の支援を必要とする高齢者に対し、原則3か月の短期間にリハビリテーション専門職が介入することにより、他者の支援が不要となるように自立支援を図ること、通いの場に通えるようになることを目的とする。

居宅への訪問による支援、大東元気でまっせ体操の通いの場での支援、通所サービス事業に利用者を集めて行う支援がある。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域のリハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センター及び介護事業所等と連携しながら、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・介護予防等の取り組みを総合的に支援する。

(3) 介護予防推進事業

予防給付や介護予防・生活支援サービスを利用している高齢者が体操等の身体機能の維持及び向上が見込まれる地域活動や習い事等の活動に継続して参加できるようになるなど、虚弱化や閉じこもりを防ぐことができるよう、自立支援に資するケアマネジメントを推進するための各種加算に係る運用を行う。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

居宅要支援被保険者等に対し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、総合事業の各種サービス、一般介護予防事業、市町村の独自事業及び多様な主体により提供される生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

事業の実施に当たっては、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

（厚生労働省老健局振興課長通知）の別紙 1「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について」を参照。

3. 地域支援事業(任意事業)

(1) ケアプランアドバイス事業
新たに要介護１・２の認定を受けた人のケアプランを用いて、介護支援専門員にアドバイスすることにより、自立支援に資するケアマネジメント技術の向上を図る。
(2) 自立支援に資する研修会
総合事業サービス提供事業者を対象に、自立支援に資する技術向上を目的とした研修会を（通所系サービス事業所に向けた異なる研修内容２回、訪問系サービス事業所に向けた異なる研修内容２回）開催する。
(3) 主任介護支援専門員活動支援事業
大東市ケアマネジャー研究会活動の支援を通して、介護支援専門員のケアプラン作成技術の向上及び関係者の情報交換・交流を図る。また、介護支援専門員に対して開催する集団指導において、地域包括支援センターの主任介護支援専門員がケアプランに関する技術的な指導等を行う。
(4) 認知症サポーター養成講座
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をできる範囲でサポートする認知症サポーターを養成する講座の開催等を行う。

4. その他の事業

(1) 福祉用具レンタル事業所によるモニタリング事業
手すりを１年間レンタル給付した後、状態の変化等の問題がないと介護支援専門員が判断した場合、利用者の意向を確認した上で新品を提供し、その後のモニタリングを福祉用具レンタル事業者が行う。モニタリングの結果については、地域包括支援センターに報告し、生活機能の低下や、再度何等かの支援が必要と判断された場合には専門職が総合相談として訪問の上、必要な支援を行う。

IX 参考様式

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

- (1) 大東市地域包括支援センター運営等業務（以下「当事業」という。）の受託
- (2) 前号に附随する事業

(名称)

第2条 当共同事業体は、●●●共同事業体(以下、「当事業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を●●●に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は契約終了後3ヶ月を経過する日までとする。

2 当事業を請け負うことができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、●●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表構成員は当事業の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに請負代金の見積、請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務委託料)

第8条 各構成員の支援業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当事業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定

し、当事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、当事業の請負契約の履行及び業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 11 条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(支援業務途中における構成員の脱退)

第 12 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が支援業務の完了後 3 ヶ月を経過する日までは脱退することができない。

(支援業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 13 条 構成員のうちいずれかが当事業の実施中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して支援業務を完了する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 14 条 当事業体が解散した後においても、当事業実施につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●●他●社は、上記のとおり●●●共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が捺印し、各自所持するとともに、大東市へ 1 通を提出するものとする。

令和 年 月 日

代表構成員 事業者名 _____

代表者名 _____ 印

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

事業者名 _____

代表者名 _____ 印